

四日市市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年7月4日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第36号

四日市市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

四日市市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年四日市市条例第35号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(4) <u>教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条に規定する免許状を有する者</u></p> <p>(5) 学校教育法の規定による大学(旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学を含む。)において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて<u>卒業した者(当該学科又は当該過程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)</u></p>	<p>(職員)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(4) <u>学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者</u></p> <p>(5) 学校教育法の規定による大学(旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学を含む。)において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて<u>卒業した者</u></p>

(6)から(9)まで (略)	(6)から(9)まで (略)
<u>(10) 5年以上放課後児童健全育成事業 に従事した者であって、市長が相当と 認めたもの</u>	
4及び5 (略)	4及び5 (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第10条第3項第5号の改正は、平成31年4月1日から施行する。

(こども未来部こども未来課)